

## 川崎区危機管理地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 川崎区地域防災計画に基づき、関係団体と区役所が川崎区における防災に関する協議、検討を行うとともに、情報共有を図るため、川崎区危機管理地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎区地域防災計画に関すること。
- (2) 地域防災力向上に向けた取組及び連携に関すること。
- (3) 地域防災力向上に向けた情報共有
- (4) その他必要な事項

### (構成等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

- 2 協議会の座長は川崎区長をもって充てる。
- 3 座長に事故あるとき、または欠けたときは、座長が指名する者を選任する。
- 4 座長は、必要と認める場合は、協議会に関係者、関係職員を出席させることができる。

### (会議)

第4条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

### (部会)

第5条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の構成、所掌事務、運営方法等については、座長が別に定める。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、川崎区役所危機管理担当に置く。

- 2 事務局長は、危機管理主管をもって充てる。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項については、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係） 協議会構成団体名簿

	構 成 団 体
1	東日本旅客鉄道 株式会社 川崎駅
2	京浜急行電鉄 株式会社 京急川崎駅
3	川崎鶴見臨港バス 株式会社
4	一般社団法人 神奈川県タクシー協会 川崎支部
5	川崎アゼリア 株式会社
6	株式会社 アトレ 川崎店
7	川崎日航ホテル
8	株式会社 川崎グランドボウル
9	株式会社 チッタエンタテイメント
10	株式会社 ラウンドワンジャパン ラウンドワンスタジアム川崎大師店
11	コストコホールセールジャパン 株式会社 コストコホールセール川崎倉庫店
12	日本郵便 株式会社 川崎港郵便局
13	川崎商工会議所
14	川崎信用金庫
15	一般社団法人 神奈川県トラック協会川崎サービスセンター
16	浮島共同防災協議会
17	千鳥地区防災協議会
18	扇町地区防災協議会
19	扇島地区共同防災協議会
20	水江地区防災協議会
21	三菱化工機 株式会社
22	大川町産業振興連絡協議会
23	日本郵便 株式会社 川崎東郵便局
24	東扇島協議会
25	川崎駅広域商店街連合会
26	川崎区連合町内会
27	川崎区自主防災組織
28	川崎区民生委員児童委員協議会
29	川崎区PTA協議会
30	神奈川県立川崎高等学校
31	神奈川県立大師高等学校
32	川崎市立川崎高等学校
33	川崎市立小学校長会川崎支部
34	川崎市立中学校長会川崎地区会

	構成団体
35	川崎区赤十字奉仕団
36	川崎市臨港消防団
37	川崎市川崎消防団
38	社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会
39	社会福祉法人 青丘社（川崎市ふれあい館）
40	川崎市介護支援専門員連絡会
41	公益財団法人 川崎市国際交流協会
42	公益財団法人 かわさき市民活動センター
43	読売センター
44	東京新聞 川崎東京会
45	東京電力パワーグリッド 株式会社 川崎支社
46	東京ガス 株式会社 川崎支店
47	N T T 東日本株式会社 神奈川事業部
48	一般社団法人 川崎建設業協会
49	神奈川建設重機協同組合
50	公益社団法人 神奈川県L P ガス協会 川崎南支部
51	国土交通省 横浜国道事務所
52	国土交通省 京浜河川事務所
53	神奈川県川崎警察署
54	神奈川県川崎臨港警察署
55	川崎区医師会
56	川崎区歯科医師会
57	川崎区薬剤師会
58	公益社団法人 川崎市看護協会
59	川崎市病院協会
60	救急告示医療機関
61	災害協力病院
62	危機管理本部
63	健康福祉局
64	まちづくり局
65	港湾局
66	臨海部国際戦略本部
67	上下水道局
68	交通局
69	経済労働局
70	病院局
71	消防局（臨港・川崎消防署）